

(別 添)

1. 構造名

人造鉱物繊維断熱材充てん／合成樹脂塗装溶融 55%アルミニウム - 亜鉛合金めっき鋼板・構造用面材
[木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 表張／せっこうボード・内装下地材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 裏張／木製軸組造外壁

2. 形状及び寸法等

(寸法単位：mm)

項目	仕様
壁高	構造計算等によって構造安全性が確かめられた寸法とする
壁厚	145.5 以上

3. 材料構成

1) 主構成材料

(寸法単位：mm)

項目	仕様
①柱 (荷重支持部材)	<ul style="list-style-type: none">・材質 (1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)平成12年建設省告示第1452号に規定する構造用製材(JAS) (2)平成13年国土交通省告示第1024号に規定する構造用集成材(JAS) (3)平成13年国土交通省告示第1024号に規定する単板積層材(JAS) (4)平成12年建設省告示第1452号の第六号に規定する無等級材または第七号に規定する木材・断面寸法 105 以上×105 以上・密度 $0.38_{\pm 0.08}g/cm^3$ 以上
②間柱	<ul style="list-style-type: none">・材質 (1)～(5)のうち、いずれか一仕様とする (1)構造用製材、造作用製材又は下地用製材(JAS) (2)構造用集成材又は集成材(JAS) (3)構造用単板積層板又は単板積層材(JAS) (4)枠組壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材(JAS) (5)平成12年建設省告示第1452号の第六号に規定する無等級材又は第七号に規定する木材・断面寸法 45 以上×105 以上 (構造用面材の縦目地部) 30 以上×105 以上 (構造用面材の縦目地部以外)・間隔 500 以下

(寸法単位：mm)

項目	仕様
③外装材	<p>[1]基材</p> <ul style="list-style-type: none">・材質 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする<ul style="list-style-type: none">(1)塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板<ul style="list-style-type: none">・規格 JIS G 3322(2)溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板<ul style="list-style-type: none">・規格 JIS G 3321・厚さ 0.35 以上・働き幅 $150_{\pm 15}$・重ねしろ $11_{\pm 1}$ 以上・塗装(材質(1)に限る)<ul style="list-style-type: none">1)～4)のうち、いずれか一仕様とする<ul style="list-style-type: none">1)ポリエステル系樹脂焼付塗装2)アクリル系樹脂焼付塗装3)フッ素系樹脂焼付塗装4)ウレタン系樹脂焼付塗装・塗布量 表面 $50\text{g}/\text{m}^2$ (有機固形量) 以下 裏面 $39\text{g}/\text{m}^2$ (有機固形量) 以下 <p>[2]目地材</p> <ul style="list-style-type: none">・材質 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする<ul style="list-style-type: none">(1)塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板<ul style="list-style-type: none">・規格 JIS G 3322(2)溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板<ul style="list-style-type: none">・規格 JIS G 3321・厚さ 0.35 以上・塗装(材質(1)に限る)<ul style="list-style-type: none">1)～4)のうち、いずれか一仕様とする<ul style="list-style-type: none">1)ポリエステル系樹脂焼付塗装2)アクリル系樹脂焼付塗装3)フッ素系樹脂焼付塗装4)ウレタン系樹脂焼付塗装・塗布量 表面 $50\text{g}/\text{m}^2$ (有機固形量) 以下 裏面 $39\text{g}/\text{m}^2$ (有機固形量) 以下

(寸法単位：mm)

項目	仕様
④構造用面材	<p>(1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1)木質系ボード</p> <p>1)～6)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>1)構造用合板</p> <ul style="list-style-type: none">・規格 JAS・厚さ 9 以上 <p>2)構造用パネル</p> <ul style="list-style-type: none">・規格 JAS・厚さ 9 以上 <p>3)パーティクルボード</p> <ul style="list-style-type: none">・規格 JIS A 5908・厚さ 9 以上 <p>4)ミディアムデンシティファイバーボード</p> <ul style="list-style-type: none">・規格 JIS A 5905・厚さ 9 以上・密度 0.7g/cm³ 以上 <p>5)直交集成板</p> <ul style="list-style-type: none">・規格 JAS・厚さ 36 以上 <p>6)単板積層材</p> <ul style="list-style-type: none">・規格 JAS・厚さ 25 以上 <p>(2)セメント板</p> <p>1)～4)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>1)硬質木片セメント板</p> <ul style="list-style-type: none">・規格 JIS A 5404・厚さ 12 以上 <p>2)フレキシブル板</p> <ul style="list-style-type: none">・規格 JIS A 5430・厚さ 9 以上 <p>3)パルプセメント板</p> <ul style="list-style-type: none">・規格 JIS A 5414・厚さ 9 以上 <p>4)けい酸カルシウム板</p> <ul style="list-style-type: none">・規格 JIS A 5430・厚さ 9 以上 <p>(3)火山性ガラス質複層板</p> <ul style="list-style-type: none">・規格 JIS A 5440・厚さ 9 以上
⑤断熱材	<p>人造鉱物繊維断熱材</p> <ul style="list-style-type: none">・材質 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする(1)グラスウール(2)ロックウール・規格 JIS A 9521、JIS A 9504・厚さ 100 以上・密度 10_{±1}kg/m³ 以上

(寸法単位：mm)

項目	仕様
⑥内装材	<ul style="list-style-type: none">・材質 (1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする<ul style="list-style-type: none">(1)せっこうボード(JIS A 6901, GB-R)(2)強化せっこうボード(JIS A 6901, GB-F(V) (ひる石入り))(3)強化せっこうボード(JIS A 6901, GB-F)(4)強化せっこうボード(防水防かびタイプ) (NM-1498、NM1498-1、NM-3964のうち、ボード原紙を除いた部分のせっこうの含有率が95%以上、ガラス繊維の含有率が0.4%以上、ひる石の含有率が2.5%以上のもの)・厚さ 12.5以上(材質(4)は15以上)・端部形状 (1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする<ul style="list-style-type: none">(1)スクエア(2)ベベル(3)テーパ

項目	仕様
⑦内装下地材	<p>1)～3)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>1)木質系ボード</p> <p>イ)～ハ)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>イ)構造用合板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JAS ・厚さ 9以上 <p>ロ)構造用パネル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JAS ・厚さ 9以上 <p>ハ)パーティクルボード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS A 5908 ・厚さ 9以上 <p>ニ)ミディアムデンシティファイバーボード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS A 5905 ・厚さ 9以上 <p>ホ)直交集成板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JAS ・厚さ 36以上 <p>ヘ)単板積層材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JAS ・厚さ 25以上 <p>2)セメント板</p> <p>イ)～ニ)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>イ)硬質木片セメント板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS A 5404 ・厚さ 12以上 <p>ロ)フレキシブル板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS A 5430 ・厚さ 9以上 <p>ハ)パルプセメント板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS A 5414 ・厚さ 9以上 <p>ニ)けい酸カルシウム板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS A 5430 ・厚さ 9以上 <p>3)火山性ガラス質複層板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS A 5440 ・厚さ 9以上

2) 副構成材料

(寸法単位：mm)

項目	仕様
(1) 胴縁	<ul style="list-style-type: none"> ・材質 (1)～(5)のうち、いずれか一仕様とする (1) 日本農林規格に規定する構造用製材、造作用製材又は下地用製材 (2) 日本農林規格に規定する集成材 (3) 日本農林規格に規定する単板積層材 (4) 日本農林規格に規定する枠組壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 (5) 平成12年建設省告示第1452号の第六号に規定する無等級材又は第七号に規定する木材 ・断面寸法 9×40以上 ・取付け間隔 500以下
(2) 防湿気密フィルム	<ul style="list-style-type: none"> ・材質 (1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする (1) なし (2) 住宅用プラスチック系防湿フィルム(ポリエチレンフィルム) <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS A 6930 (3) 包装用ポリエチレンフィルム <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS Z 1702 (4) 農業用ポリエチレンフィルム <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS K 6781 ・厚さ 0.2以下
(3) 防水紙	<p>透湿防水シート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS A 6111 ・材質 (1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1) ポリエチレン系 (2) ポリプロピレン系 (3) ポリエステル系 ・厚さ 0.3_{±0.03}以下
(4) 目地処理材	<ul style="list-style-type: none"> ・材質 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) せっこう系 (2) 炭酸カルシウム系 ・塗布量 70g/m以上
(5) 留付材	<p>[1] 外装材用</p> <p>(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1) くぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) ステンレス 2) 鉄 ・寸法 φ1.83以上×L32以上 <p>(2) 木ねじ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) ステンレス 2) 鉄 ・寸法 φ3.8以上×L32以上 ・留付箇所 胴縁に付き1ヶ所以上 <p>[2] 外装材目地用</p> <p>くぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) ステンレス 2) 鉄 ・寸法 φ1.83以上×L32以上 ・留付間隔 900以下 ・留付本数 2本(左右)／ヶ所以上

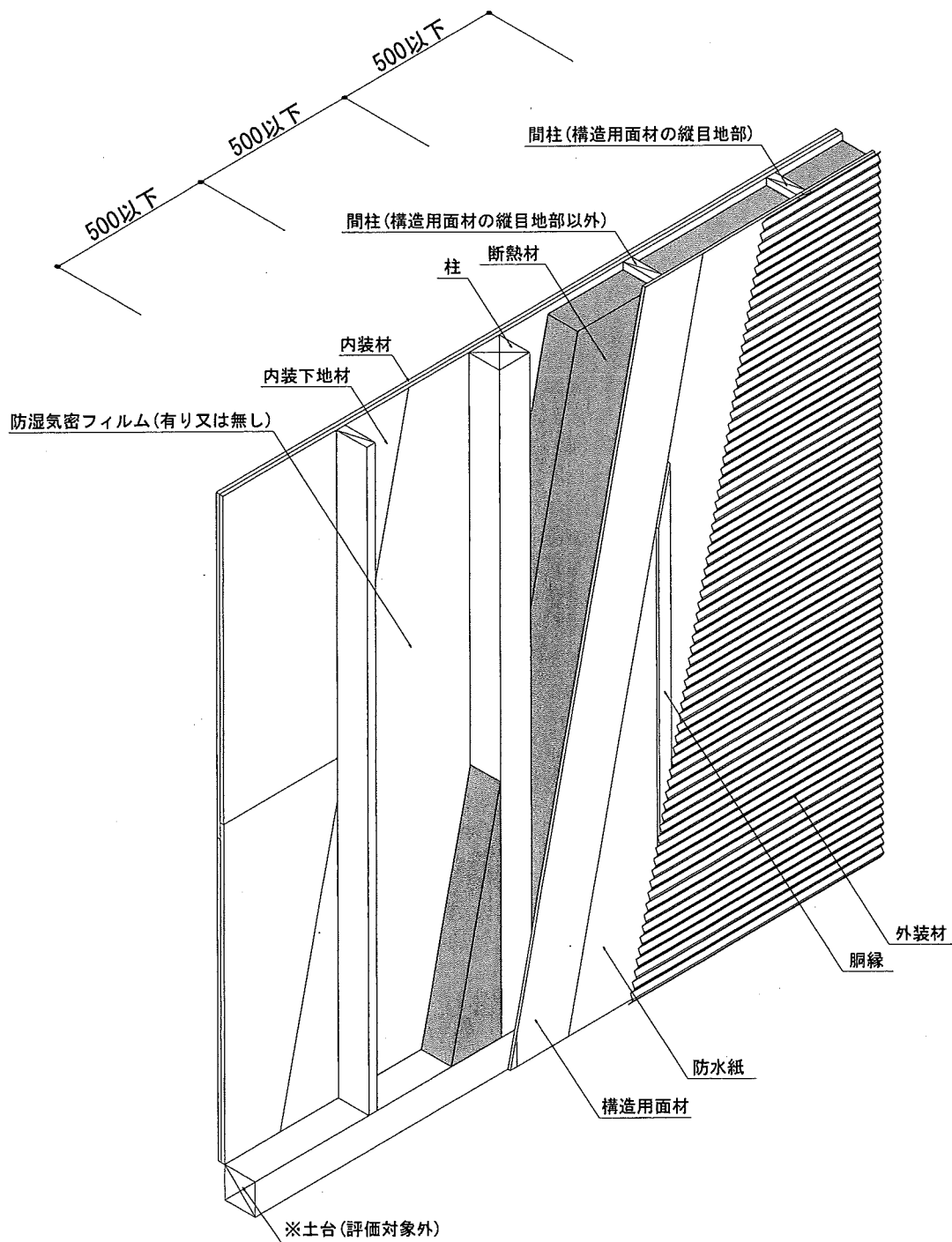
項目	仕様
(5)留付材 (つづき)	<p>[3]構造用面材用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)くぎ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 2.1$ 以上×L38 以上 ・留付間隔 300 以下 (2)木ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 3.5$ 以上×L38 以上 ・留付間隔 300 以下</p> <p>[4]内装材用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)せっこうボード用くぎ ・規格 JIS A 5508 ・寸法 $\phi 2.34$ 以上×L38.1 以上 (2)木ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 3.8$ 以上×L32 以上 ・留付間隔 300 以下</p> <p>[5]内装下地材用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)くぎ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 2.1$ 以上×L38 以上 ・留付間隔 300 以下 (2)木ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 3.5$ 以上×L38 以上 ・留付間隔 300 以下</p> <p>[6]胴縁用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)くぎ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 2.1$ 以上×L38 以上 ・留付間隔 500 以下 (2)木ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 3.5$ 以上×L38 以上 ・留付間隔 500 以下</p>

(寸法単位：mm)

項目	仕様
(5) 留付材 (つづき)	[7]防湿気密フィルム用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)なし (2)ステープル ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 内幅4以上、足の長さ6以上 ・留付間隔 1000以下 [8]防水紙用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)なし (2)ステープル ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 内幅4以上、足の長さ6以上 ・留付間隔 1000以下

4. 構造説明図
透視図

(寸法単位: mm)

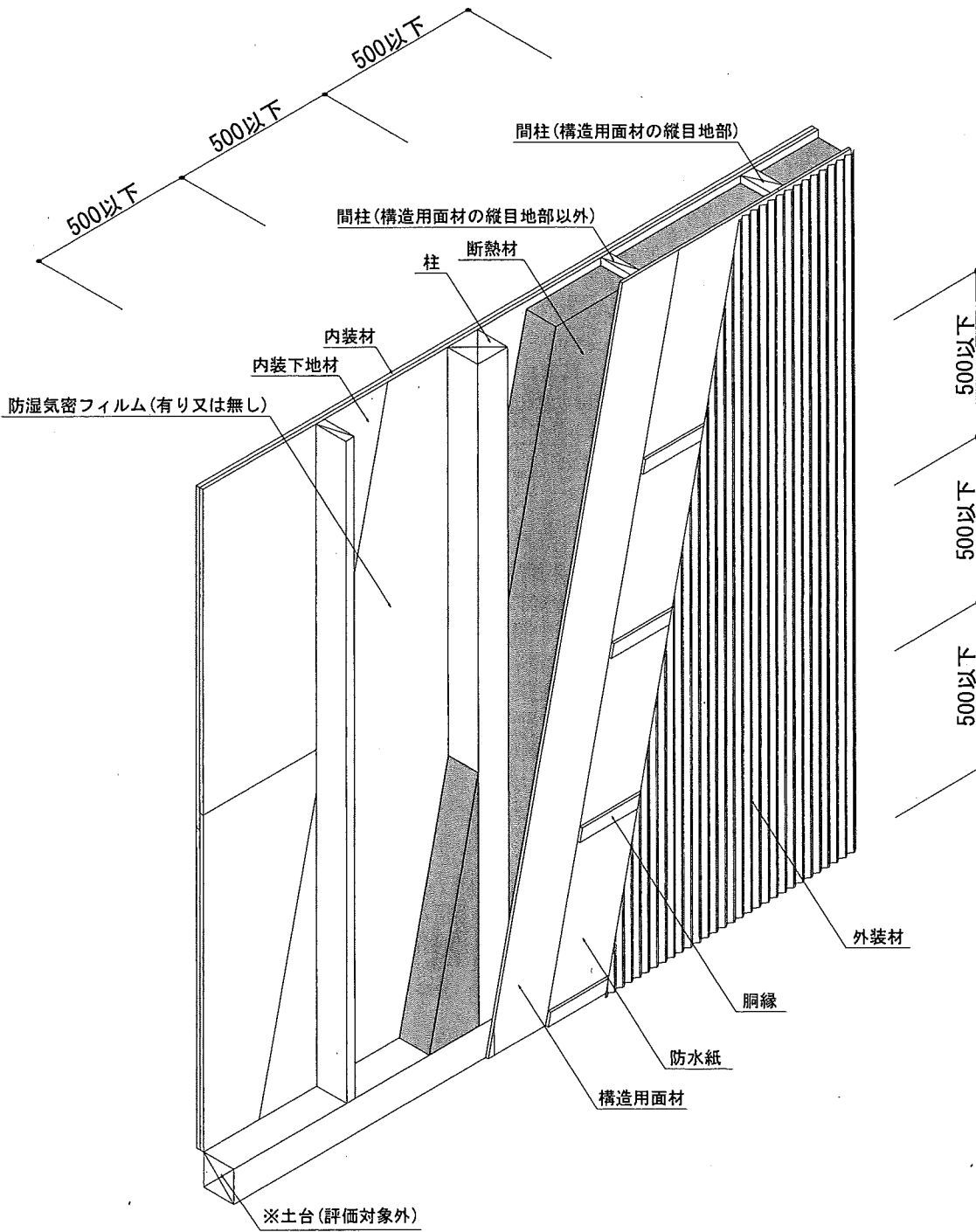


①外装材横張

注) 寸法および材料構成は2および3のとおり
※: 本評価内容に含まない

(寸法単位: mm)

透視図



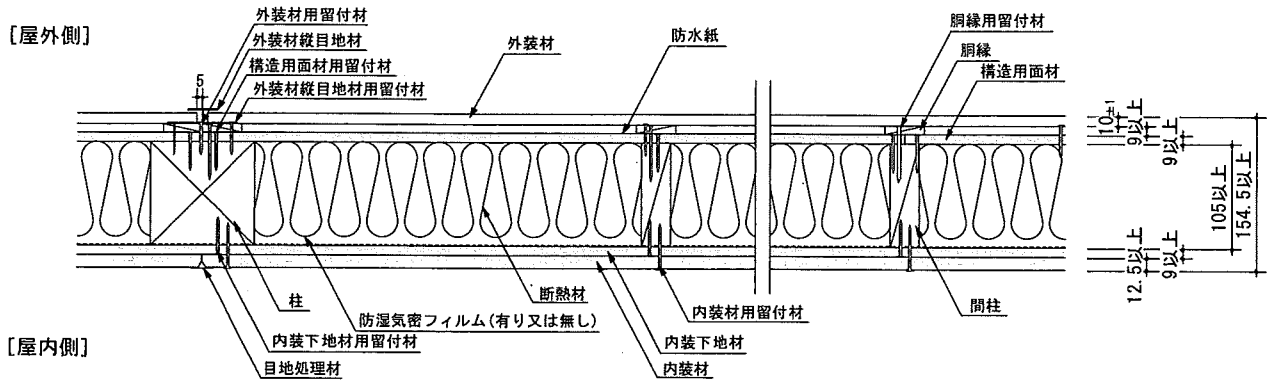
②外装材縦張

注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

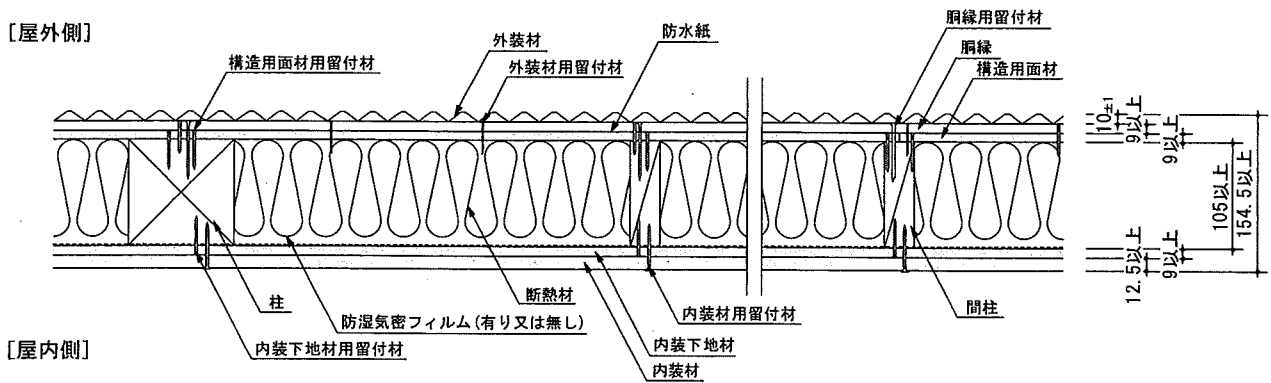
※: 本評価内容に含まない

(寸法単位：mm)

水平断面図



①外装材横張

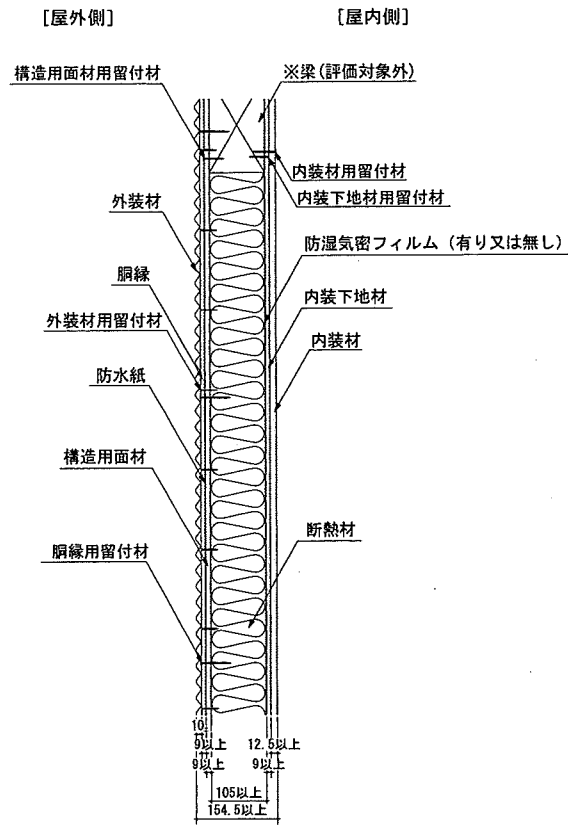


②外装材縦張

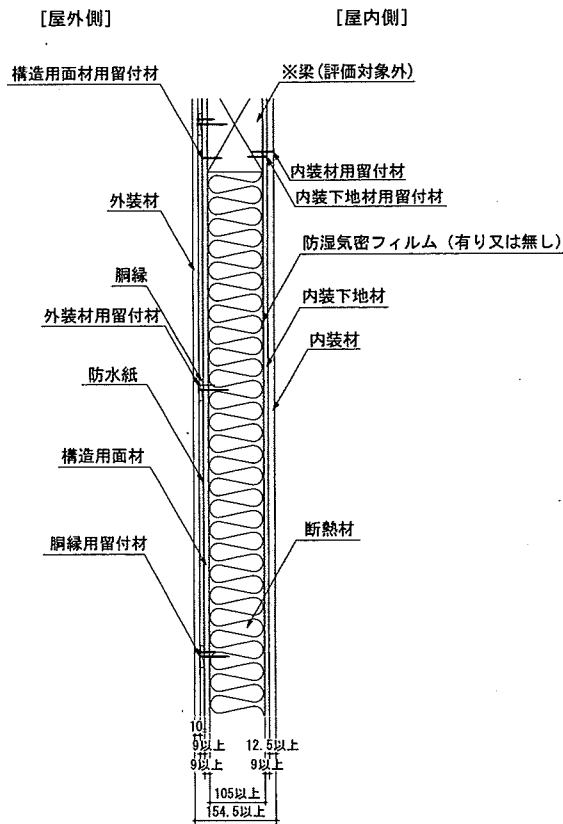
注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

(寸法単位：mm)

鉛直断面図



①外装材横張



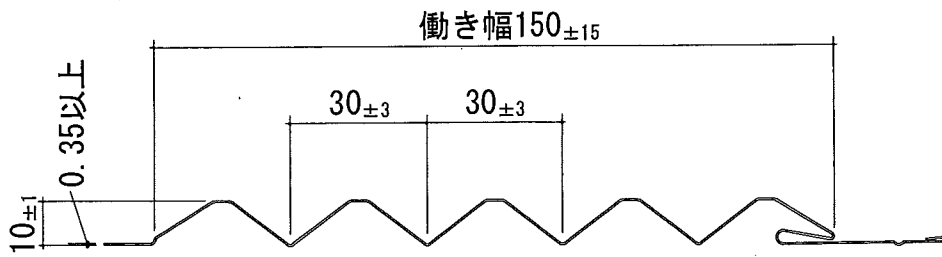
②外装材縦張

注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

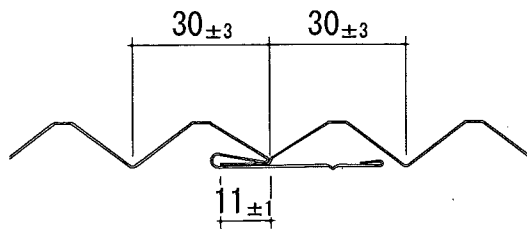
※：本評価内容に含まない

(寸法単位：mm)

外装材の形状

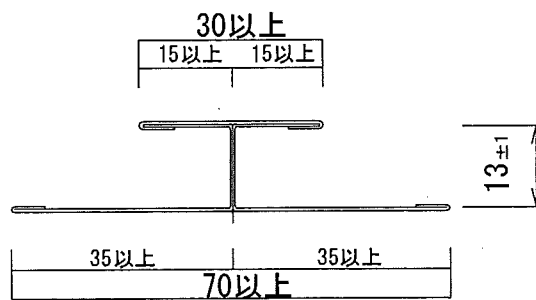


外装材断面図



嵌合部

外装材目地材の形状



注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

5. 施工方法等

<施工図>

4. 構造説明図と同じ

<施工手順>

(1) 柱・間柱の取付け

柱・間柱を配置し、金物等を用いた接合で土台等に取り付ける。

(2) 構造用面材の取付け

構造用面材は、留付材[3]を用いて柱・間柱・土台・梁等の屋外側に取付ける。その際、目地は柱・間柱・土台・梁等の位置に設ける。

(3) 防水紙の取付け

必要に応じて防水紙を、必要に応じて留付材[8]を用いて構造用面材に仮留めする。

(4) 外装側胴縁の取付け

(4)-1 外装材が縦張りの場合

胴縁を水平に配置し、各柱・間柱等に当たるように留付材[6]を用いて取付ける。

(4)-2 外装材が横張りの場合

胴縁を柱・間柱等に沿って配置し、柱・間柱等に当たるように留付材[6]を用いて取付ける。

(5) 外装材の取付け

目地部に目地材を胴縁に沿って配置し、胴縁に当たるように留付材[2]を用いて取付ける。外装材は胴縁に留付材[1]を用いて取付ける。

(6) 断熱材の取付け

断熱材を柱・間柱間に充てんする。

(7) 防湿気密フィルムの取付け

必要に応じて防湿気密フィルムを留付材[7]を用いて柱・間柱・内装下地材の屋内側に配置する。

(8) 内装下地材の取付け

内装下地材を留付材[5]を用いて柱・間柱等の屋内側に配置する。

(9) 内装材の取付け

内装材を柱、間柱、内装下地材、構造用面材等に留付材[4]を用いて取付ける。